

社会福祉法人 広島市中区社会福祉協議会

平成30年度 事業計画書

基本方針

今日、「団塊の世代」が高齢者世代となり、少子化の進行と相まって人口の年齢構成が大きく変化する中で、地域では各種活動の担い手不足、人間関係のつながりの希薄化による支え合い機能の低下、経済的な問題による生活困窮など、地域の生活課題は多様化、複雑化しています。

国レベルでは、一億総活躍プランで示された「地域共生社会」の実現のため、平成29年12月、「我が事・丸ごと」の地域づくり、包括的な支援体制の整備に向けた指針である「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」が厚生労働省から発出され、あらゆる住民・市民が役割を持ち、支え合う福祉コミュニティの構築に向けた取り組みの必要性が改めて問われていくこととなります。

広島市においては、平成28年2月に出された「広島型・福祉ビジョン」に基づく具体的な施策の推進がなされる中、昨年度は、高齢者施策の総合的な推進と介護保険事業の円滑な実施を図ることを目的に「高齢者一人一人が、いきいきと、住み慣れた地域で安心して暮らせる、持続可能な共生型社会の形成」を基本理念とした「広島市高齢者施策推進プラン」（計画期間：平成30～32年度）及び「障がいのある人もない人も、全ての市民が互いに人格と個性を尊重し、支え合い、自立しながら、暮らしと生きがい、地域をともに創る「まち」広島を実現する」ことを基本理念とした「広島市障害者計画（2018－2023）」が策定されました。これらを受けて、広島市は今年度の取り組みとして、地域共生社会の実現をめざして、現行の地域福祉計画を見直し「地域共生社会実現計画（仮称）」を策定することを予定しております。

中区社会福祉協議会では、平成29年度に策定した「地域福祉活動第7次3か年計画」（以下「第7次計画」という。）に基づき、「住民・市民自身による民間の主体的かつ活発な取り組みを一層広げ、『中区の地域福祉を推進していく』ためには、多様な民間団体と社協、行政が協働して取り組むことが重要」との認識に立ち、町内会・自治会や地区(学区)といった小さな圏域から、区域といったそれぞれの圏域において、第7次計画の3つの基本目標に基づく、理想とする地域づくり、人としての暮らしやすさをめざした「住民主体のまちづくり」をすすめていきます。

重点事業

1. 福祉のまちづくりをすすめる活動を推進します

(1) 小地域福祉活動の活性化

① 新・福祉のまちづくり総合推進事業の拡充

地区社協が実施主体となる福祉のまちづくり事業の3事業（「近隣ミニネットワークづくり推進事業」、「ふれあい・いきいきサロン設置推進事業」、「地区ボランティアバンク活動推進事業」）の推進に継続して取り組みます。

小地域における見守り、支え合いの活動については、近隣ミニネットワークづくりの活動を維持しつつ、「高齢者地域支え合い事業」や「避難行動要支援者（災害時要援護者）避難支援制度」と連動したネットワークづくりをすすめます。

② 地区社協活動拠点づくりの推進

拠点は地区社協のシンボルになっているとともに、住民の声が集まる場といえます。把握した課題や相談ごとを解決に向けて情報共有したり、専門機関につなぐことも期待されています。自分たちのまちに住民が集まれる場所や、まちの情報が集まり発信できるしくみがある活動拠点づくりを推進します。

③ 福祉のまちづくりプラン策定支援事業の推進

自分たちの住むまちのこと（期待や課題）を住民自らが考え行動するきっかけとして、福祉のまちづくりプランの策定は有効といえます。第二次プラン策定地区の拡大をめざして地区社協への働きかけを行います。

④ 地域福祉活動の担い手の育成・拡大（人づくり）

自分たちのまちを自分たちの活動で、住み続けたいまちにするために、世代を越えて横断的に地域福祉活動に携わる人の育成が必要となります。次代のまちづくりを担う人材の発掘や「地域の達人プロジェクト」について検討をすすめます。

⑤ 地域包括ケアシステムへの参画（場づくり）

介護予防・日常生活支援総合事業、生活支援体制整備事業を活用した地域づくりをすすめます。区社協に配置の生活支援コーディネーターの活動を強化し、区域協議体の企画や運営、サロンや住民主体型生活支援サービスの活動団体への支援、高齢者地域支え合い事業作業部会、運営委員会への参画を継続して行います。

住民同士や住民と専門職などが連携、協働して、さまざまな助け合いの活動がある福祉のまちづくりをすすめる、住み慣れた地域で暮らし続けることのできるまちづくりをすすめます。

⑥ 共同募金（赤い羽根募金）活動の推進

地域の皆様方からいただいた募金は、「新・福祉のまちづくり総合推進事業」への助成など地区社協活動の応援をはじめ、社会福祉活動団体への助成等に活用されています。地区社協活動をはじめとする地域福祉活動を実践する方々へ、共同募金の意義や必要性を説明し、広く募金を呼びかけるとともに、地域テーマ募金等の助成申請を支援し、地

域福祉活動の支援を行います。

(2) 子どもの育ちの支援

子どもの育ちの支援に取り組むさまざまな住民・市民と連帯した福祉のまちづくりをすすめます。子ども食堂や学習支援等子どもの居場所づくりに取り組む団体への支援について検討を行います。

子どもや親が地域に愛着が持てるよう、また子育てにやりがいと喜びを感じることができるしくみづくりに取り組みます。

(3) 福祉教育の推進

「住民主体のまち」をつくるためには、福祉教育の推進は大切であると考えます。子どもから大人まで、生涯にわたる福祉学習・体験の場づくりを推進し、区民の福祉への理解と関心を高めます。福祉活動体験学習のプログラムを充実させ、幅広い年代や企業、団体等による取り組みをめざします。

2. 多様な市民活動を応援します

(1) ボランティア活動の推進

多様な福祉ニーズに沿ったボランティアの育成をすすめるとともに、ボランティアがいきいきと活動できる場を広げます。ボランティアの高齢化に対応するため、壮年層のボランティア意識の醸成や学生の福祉への参画を促進します。

新たな社会的課題に対応できる、世代や環境を越えて、支え合い、助け合う意識を醸成し、ボランティア活動を通して、さまざまな生活課題を持つ人たちの居場所づくりやつながりづくりに取り組みます。

あわせて、企業の社会貢献活動について、広く広報し活動の波及を図ります。

(2) 災害ボランティア活動への参加意識の醸成と体制整備

平成26年に発生した「8・20広島豪雨災害」での経験を継承し、風化させない取り組みを推進します。住民・市民の平素からのつながりの大切さを認識する啓発活動に取り組み、中区内の防災訓練等に積極的に参加・協力し、災害ボランティアハンドブックやパネルを活用して、災害に備える意識を高めていきます。

(3) 福祉情報の発信

中区社協広報紙「まちづくり」の発行を通して、タイムリーな情報を区民に届けます。またホームページを積極的に活用し、ボランティアの募集や福祉イベント等の情報など広く、福祉やボランティアに関する情報を提供します。

(4) 当事者の参加と支援

当事者も地域づくりの一員、担い手として位置づけ、地域活動への参加を推進します。さまざまな活動への参加を通じて、居場所や役割がある、当事者自身が自己有用感を感じられる地域づくりをめざします。

(5) 中区地域福祉センターの利用促進

区民が福祉活動やボランティア活動の拠点として気軽に利用できるような運営を行い、年間60,000人以上の利用をめざします。

3. 一人ひとりの暮らしを受け止め、つなぎ、支えます

(1) 身近で包括的な相談支援体制づくり

総合相談員を核として、生活課題把握のため、関係機関との連携やアウトリーチの相談に積極的に取り組み、課題解決に向けて個別に支援します。

さまざまな相談の積み上げから地域の課題を把握し、生活支援のための体制づくりに取り組みます。

① 広島市中区くらしサポートセンター事業の推進支援

民生委員等地域関係者との情報共有に努め、生活困窮をもたらす社会的背景や困窮者の思い、支援方法等について住民へ理解を求めていくとともに、課題解決が円滑に行われるよう社会資源の開発に努めるなど、生活困窮者支援を通じた地域づくりをすすめます。

② 福祉サービス利用援助事業（かけはし）の推進支援

判断能力が不十分であっても、福祉サービスの利用支援や日常的な金銭管理のサポートをすることによって、地域で暮らせるしくみづくり継続してすすめていきます。

③ 成年後見（こうけん）事業の推進支援

かけはし利用等一定の条件を満たす方について、市社協で成年後見人を受任して、その方が安心して暮らしていけるよう財産管理と身上監護を行う事業を継続して支援し、自己の尊厳や自己決定が尊重され、地域で安心して生活するための支援体制づくりをすすめます。

④ 課題解決のための社会資源の拡充

相談の入口支援と出口支援を充実させるため、地域における社会資源の把握と新たな社会資源の発掘、開発に取り組みます。

4. 組織・財政の充実強化を図ります

区社協の活動基盤を整備、強化していくため、自主財源の確保に取り組むとともに、寄附者の意向等に留意しつつ、自主財源の有効活用をすすめます。あわせて賛助会員加入者、加入団体・企業の拡大に努めます。

個別事業

I 社会福祉事業

1. 法人運営（事業）

（1）法人運営会議の開催

- | | |
|---------------|-------|
| ① 正副会長会議 | 毎 月 |
| ② 理 事 会 | 年 4 回 |
| ③ 評 議 員 会 | 年 3 回 |
| ④ 監 事 会 | 年 1 回 |
| ⑤ 評議員選任・解任委員会 | 年 2 回 |

（2）区社協の財源確立

- ① 会員会費
- ② 賛助会費
- ③ 今井 廣 福祉活動振興基金の有効活用
- ④ 寄付金

（3）表彰関連事務の取扱

（4）各種連絡調整会議等への参加

（5）委員会活動

各委員会を開催し、中区社協の事業の方向づけや組織・財政の強化方法などについて検討します。とりわけ、総務・企画委員会では、平成29年度に策定した「地域福祉活動第7次3か年計画」（平成30年～32年）の進捗状況の確認作業を行います。

- | | |
|-------------------|-------|
| ① 総務・企画委員会 | 年 3 回 |
| ② ボランティアセンター運営委員会 | 年 2 回 |
| ③ 生活福祉資金貸付調査委員会 | 随 時 |

（6）企画・広報事業

- ① 中区社協広報紙「まちづくり」の発行 年 3 回
- ② 「中区地域福祉フォーラム」の開催 年 1 回

区民の福祉意識の高揚と地域福祉活動への参加を促すことを目的として、社会福祉の動向や、今日的な福祉課題をテーマとした住民向けのフォーラムを開催します。

（7）広島市中区地域福祉センター指定管理事業

広島市から指定管理を受けた中区地域福祉センターの適正かつ効果的な管理運営に努めます。また、自主事業を開催し、利用促進を図ります。

指定管理期間：平成30年度～平成33年度（4年間）

2. 地区社協育成事業

(1) 地区社協育成事業

① 地区社協の活動及び組織強化の支援

ア、地区社協会長・地域福祉推進委員・事務局等連絡会議の開催 年2回

イ、地区社協等巡回訪問（各種会議・事業への参加）の実施

ウ、地区社協助成金の交付

＊運営費助成／市補助金（1地区6万円）

＊事業費助成／共同募金（実績割）

＊福祉活動還元金／賛助会費実績額2分の1額を福祉活動費として助成

エ、「新・福祉のまちづくり総合推進事業」の継続支援

＊助成金の交付（1地区15万円助成）

・近隣ミニネットワークづくり推進事業

・ふれあい・いきいきサロン設置推進事業

・地区ボランティアバンク活動推進事業

＊地区社協活動拠点整備事業

＊地区社協活動拠点づくり応援助成事業

新設拠点 100万円上限 既存拠点の整備 50万円上限

＊各事業の関係会議・研修会の開催

オ、地区社協強化プログラムの実施（区社協財源助成）

＊広報プログラム助成事業

＊地区(学区)社協活動拠点整備支援事業

カ、地域福祉推進委員活動の強化

＊地域福祉推進委員連絡会議の開催 年4回

＊地域福祉推進委員等研修会の開催 年1回

（地域福祉推進現地セミナー）

＊地域福祉推進委員育成研修（市社協実施）への参加

＊地域福祉推進委員の複数配置の推進 申請により配置

キ、ひろしまの地域福祉推進“チャレンジ応援”助成事業への協力

市社協が実施する先駆的・開拓的活動に対する助成制度を支援します。

② 福祉のまちづくりプラン策定支援事業

第2次プランの策定に取り組む地区社協に対して支援を行います。

③ 社会福祉協議会便覧の発行

④ 「生活支援体制整備事業」及び「介護予防・日常生活支援総合事業」の推進

「生活支援コーディネーター」の配置

<具体的な業務>

・地域課題の把握、地域アセスメント ・社会資源の創出 ・協議体の運営

・総合事業における「住民主体型生活支援訪問サービス事業」補助及び「地域高齢者交流サロン運営事業」、「地域介護予防拠点整備促進事業」補助の実施支援

- ⑤ 広島市高齢者地域支え合い事業への参画及び支援
- ⑥ 社会福祉協議会と民生委員児童委員協議会との連携・協働
 - ア、社協・民児協懇談会の開催
- ⑦ 子育てサロン情報交換会、交流会等の開催(区保健福祉課と共催)

(2) 研修事業

- ① 研修会の開催
 - ア、区社協役員・評議員研修会 年1回
 - イ、地区社協役員研修会 年1回
- ② 各種研修会への参加
 - ア、新任地区社協会長研修会 年1回
 - イ、地区社協役員等実践講座(広報活動の充実等) 年2回
 - ウ、広島市域地区社協会長・地域福祉推進委員合同研究協議会 年1回
 - エ、広島県社会福祉夏季大学

(3) 地域福祉推進のためのネットワークづくり

- ① 中区地域包括支援センター運営協議会への参加
- ② 地域ケア会議への参加による地域包括支援センターとの連携強化
- ③ 中区高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会への参加
- ④ 中区はいかい高齢者SOSネットワーク連絡会議への参加
- ⑤ 広島市障害者自立支援協議会中区地域部会への参加
- ⑥ 中区コミュニティ交流協議会への参加

3. 福祉推進事業

(1) 高齢者福祉事業

- ① 緊急連絡カード並びに援助・見守り台帳の作成・配布
- ② 車いすの貸出並びに地区社協活動拠点への車いす配備の調整
- ③ 在宅介護者の組織化
 - ア、在宅介護者の集いの開催 年12回
 - イ、「なかく介護者情報」の発行 年2回
- ④ 認知症の人と家族の会活動への援助・協力

(2) 障がい児・者福祉事業

- ① 仲間づくり並びに社会参加の場づくり
 - ア、障がい児土曜教室の開催 年5回
 - 障がい児土曜教室関係者会議の開催

- イ、在宅障がい青年のつどい（季節行事等）の開催 年2回
在宅障がい青年のつどい関係者会議の開催

② 作業所の活動援助

- ア、作業所連絡会の開催 年6回
- イ、作業所交流会の開催 年1回
- ウ、作業所運営に関する会議への参加

(3) ひとり親福祉事業

- ① ひとり親家庭ふれあい交流事業の開催 年3回
ひとり親家庭ふれあい交流事業関係者会議の開催

4. ボランティアセンター活動（事業）

(1) ボランティアセンター活動事業

- ① ボランティアセンター運営委員会の開催 年2回（再掲）
- ② ボランティアコーディネーターの設置（週5日30時間勤務）
 - ア、ボランティア活動の需給調整
 - イ、ボランティアコーディネーター連絡会議、各種研修会等への参加
- ③ 広報・啓発活動
 - ア、第22回なかくボランティアまつりの開催
実行委員会の開催
 - イ、ボランティアセンター通信の発行 年3回
 - ウ、中区ボランティアだよりの発行 年5回
 - エ、ホームページやさまざまな広報媒体を活用した福祉情報の発信、図書検索等
情報提供機能の強化
- ④ ボランティアの育成
 - ア、各種ボランティア講座の開催
 - イ、地区ボランティアバンクとのネットワークづくり
- ⑤ ボランティア活動への支援
 - ア、活動拠点・活動機材・福祉図書資料・DVD等の提供、貸出
 - イ、ボランティア活動保険、行事用保険等の取り扱い
- ⑥ 企業等の社会貢献活動への支援
 - ア、活動の調整
 - イ、企業向けボランティア関係情報の提供
 - ウ、企業向けボランティア活動紹介パンフレットの作成
- ⑦ 中区ボランティア連絡会への支援
 - ア、ボランティア連絡会役員会、代表者会議

イ、ボランティア研修会

ウ、ボランティア交流会

(2) 災害ボランティアセンターの活動体制づくり

- ① 災害ボランティア活動の環境整備における区役所との協議及び連携
- ② 災害時に連携が必要な関係機関、団体との連絡会議の開催
- ③ 区災害ボランティアセンター開設・運営マニュアルの作成
- ④ 区災害ボランティアセンター開設・運営シミュレーション等研修会の開催
- ⑤ 区災害ボランティアセンター啓発用パネルの作成及び活用
- ⑥ 災害被災者援助事業の実施
- ⑦ 区防災訓練・防災フェア（生活避難場所運営マニュアル検証訓練）への参加
- ⑧ 災害ボランティアセンター運営者研修（全社協主催）への参加
- ⑨ 被災者支援に関する職員研修（市社協主催）への参加（新規）

(3) 福祉教育の推進

- ① 「体験！発見！！ほっとけん！！やさしさ発見プログラム事業」の推進
（学校、地域、企業等への積極的なPR活動）
- ② ヤングボランティア育成講座（ボランティア広場）の開催
- ③ 学校や地域（地区ボランティアバンク）での福祉に関する学習会等の開催支援
- ④ 区内の福祉体験学習サポーター（講師・学習協力者）等実践交流会の開催
（学習プログラムの開発等）

5. 権利擁護（相談援助事業）

(1) 自立支援総合相談援助事業の実施

* 相談内容／心配ごとに関する相談、福祉サービス利用援助事業に関する相談など内容によっては訪問に応じるとともに、弁護士・司法書士等を派遣します。

* 相談体制／総合相談員（週5日30時間勤務）を配置

(2) 福祉サービス利用援助事業「かけはし」の実施支援

判断能力が不十分な認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者などで、本事業の利用を希望する区民の相談に応じるとともに、生活支援員の派遣、並びに利用者が安心して地域生活を送ることができるよう支援します。

* 生活支援員中区連絡会議の開催 年2回

(3) 成年後見事業「こうけん」の実施支援

認知症の進行などで判断能力が著しく低下し、福祉サービス利用援助事業「かけはし」では支援が難しくなった利用者への継続した支援を行い、相談援助機能の強化を図ります。また市社協が受託した「市民後見人活動支援事業（仮称）」へ協力します。

(4) 生活困窮者自立相談支援事業の実施支援

- ① 市社協受託の「広島市中区くらしサポートセンター」との連携並びに支援
(自立相談支援事業、住居確保給付金の支給、家計相談支援事業等)
- ② 緊急一時食品提供事業への協力
- ③ 社会的孤立・生活困窮者支援団体連絡会への参加

6. 受託事業

「広島市障害者（児）社会参加支援ガイドヘルパー派遣事業」を引き続き受託し、実施します。

視覚障がい者ガイドヘルパー	車いす等ガイドヘルパー
知的障がい者ガイドヘルパー	精神障がい者ガイドヘルパー

7. 貸付（事務）事業

(1) 生活一時資金／ひとり親家庭等緊急援護資金の相談・貸付事務

(2) 生活福祉資金

- ① 相談受付・貸付・償還事務
- ② 生活福祉資金貸付調査委員会の開催 随時（再掲）
- ③ 中区民児協生活福祉部会との連携

II その他の事業

1. 広島市中区共同募金委員会への協力
2. 各種財団助成事業の情報提供
3. 各種実習生等の受け入れ
4. その他